

令和6年度
「沖縄市産業まつり」開催（企画、運営等）業務
概要仕様書

令和6年4月
沖縄市産業まつり実行委員会

令和6年度 「沖縄市産業まつり」開催（企画、運営等）業務 概要仕様書

本概要仕様書は、『令和6年度「沖縄市産業まつり」開催（企画、運営等）業務』の業務内容及び履行方法の概要等を示すものである。なお、本業務の仕様書については、プロポーザル方式の手続きにおいて提出された提案内容をもとに、委託候補者と協議のうえ決定するものとする。

1. 委託業務の名称

令和6年度 「沖縄市産業まつり」開催（企画、運営等）業務

2. 目的

本業務は、市内で生産及び二次加工される物産の展示・即売や第三次産業の出展等の機会を創出することにより、生産意欲の高揚と市民の市産品に対する意識の啓発を図るとともに内外に広く発信し、市産業の振興に資することを目的とする。

3. 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月7日まで

4. 開催概要

- (1) まつり名称 第48回沖縄市産業まつり
- (2) 主催 沖縄市産業まつり実行委員会
- (3) 開催日時 令和7年1月25日（土）、26日（日）
午前10時～午後6時（26日は午後5時まで）予定
※荒天の場合、中止
- (4) 開催場所 沖縄市体育館・沖縄市多目的運動場および周辺駐車場
（雨天時のステージイベント：沖縄市武道館・沖縄市弓道場）
※利用できる範囲については、別添1を参照

5. 業務項目

- (1) 企画全般に関する業務
- (2) 運営全般に関する業務
- (3) 協賛金募集に関する業務
- (4) 業務実績報告

6. 業務内容

(1) 企画全般に関する業務

① イベント企画書の作成

以下の「ア. これまでの主な出展内容」および「イ. 新たな取組」の実施を基本としつつ、沖縄市ならではの魅力あふれる産業まつりとなるよう、実施内容を検討し、具体的に計画すること。

<主な出展内容>

- ・ものづくりエリア（物産工芸品の販売）
- ・花とやさいのエリア（農林水産物の販売）
- ・ワールドフードエリア（飲食物の販売）
- ・地域間交流エリア（沖縄市兄弟・姉妹都市等の物産等の販売）
- ・ものづくり体験エリア（有料体験）
- ・沖縄市事業 PR ブース
- ・キッズお仕事体験エリア（企業・新産業等の PR）
- ・「沖縄市市制施行 50 周年記念」イベント

(2) 運営全般に関する業務

① イベント会場図及び会場設営計画の作成

「6.（1）①イベント企画書の作成」に基づき、以下の計画を作成すること

ア. 会場図および会場設営計画（駐車場も含む）

※別添 2 に掲げる施設備品リストについては、無償で利用することができる。

※体育館及び多目的運動場については、土足入場できるよう養生すること。

② イベントの実施・運営

「7.（2）①イベント企画書の作成」及び「7.（2）②人員配置計画の作成」の各計画に基づき、製作・実施・運営等をおこなうこと

※出展管理やステージ運営、ごみ処理、清掃など、まつり開催および当日の運営に係る全ての業務を含む

③ 警備計画の作成

警備計画に基づく警備業務の費用については、本事業費に含めるが、警備業務は、実行委員会が別途契約するものとする。）

④ 人員配置計画の作成

「6.（2）①イベント設営・運営計画の作成」に基づき、人員配置計画を作成すること

⑤ 「沖縄市市制施行 50 周年記念」イベント

沖縄市市制施行 50 周年を記念し、本市の個性豊かな文化を発信する市民参加型のイベント開催について、企画・設営・運営等を行うこと。

⑥ 出展業者募集・管理計画

出展業者を募集し、管理すること。(出展料等の請求を含む)

出展資格要件は、次のとおりとする。

ア. 沖縄市内に事業所を有し、現に生産、加工、販売をしている者。

イ. 農業関係者は、原則として農業センサスによる農家の定義に基づく者。

ウ. その他、実行委員会が適当と認めた者。(沖縄市兄弟・姉妹都市等)

出展条件は、次のとおりとする。

ア. 屋内出展について、展示小間を用意・設営する。ただし、小間の装飾や製品の陳列は各出展業者で行うものとする。

屋外出展について、必要な備品等(テント、テーブル、イス、什器等や電気)は、出展者が用意し、設営するものとする。(出展スペースのみの提供)

※地域間交流で出展する団体(飲食)の屋外出展の際に必要な備品等については、全て用意し、設営すること。

イ. 飲食コーナーにおいては、県(保健所)の「露店臨時営業の取扱要領」に基づいて実施する。

ウ. 酒類販売や飲食業等で、臨時の免許や許可証が必要な出展者は、各自で申請・取得し、各小間に掲示するものとする。

エ. 爆発物や危険物等の展示、販売については、これを認めない。

オ. 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定された事業所の出展については、これを認めない。

カ. その他、出展に関しては実行委員会の指示に従うこと。

キ. 申込期間：30日(7月予定)

ク. 出展業者数：100事業者(以下を基本とする。)

ジャンル	屋外	屋内
物産工芸		40
農林水産物		5
飲食	30	
地域間交流・市事業PR		10
ものづくり体験		5
企業・新産業等のPR		10
合計	30	70

ケ. 出展料(出展料は実行委員会の収入とし、実行委員会の口座に指定期日までに振り込みしてもらうこと)

1小間	飲食・物産・工芸・企業PR等に関する出展料	16,000円
	農林水産に関する出展料	6,000円
2小間	飲食・物産・工芸・企業PR等に関する出展料	31,000円
	農林水産に関する出展料	11,000円

※市外追加料金 10,000円

- ⑥ 関係者との連絡調整および事務局との会議を行うこと
- ⑦ ポスター・リーフレットを作成し、配布すること
 - ア. ポスター B2、カラー、300 部以上
 - イ. リーフレット A4、4 項、両面カラー、20,000 部以上
(当日配布 10,000 部含む)
- ⑧ その他運営全般に関すること
 - ア. 兄弟・姉妹都市等に関する出展・受入等の業務
(出展団体)
 - 豊中市 ○米沢市 ○東海市 ○阿智村

(業務内容)

- 体育館出展 (展示 PR・物産販売)
 - ・一般出店団体と同様の取り扱いとする
- 駐車場出展 (飲食調理・販売)
 - ・兄弟・姉妹都市の要望をもとに、什器等を準備・設置・撤去すること
 - ・臨時営業許可申請の施設基準を満たすために必要な機材等を準備・設置・撤去すること。

(3) 協賛金募集に関する業務

以下の項目について、協賛事業者を広く募集すること。なお、

- ①基本項目について、協賛獲得にかかる費用及び協賛広告原稿制作費は本業務委託費に含む (広告手数料等は発生しない) ものとする。
- ②独自提案について、協賛獲得にかかる費用及び協賛広告原稿制作費等については、実行委員会と協議の上、別途費用が発生するものとする。

※協賛内容は、協賛金又は物品とする。

※協賛収入は実行委員会の収入とし、資金協賛を希望する事業者は、実行委員会の口座に指定期日までに振り込みしてもらうこと。

ア 基本項目

産業まつりリーフレット (リーフレット裏面への社名掲載)	協賛獲得金額 100 万円 ※獲得手法については、左記を参考に、単価・数量は実行委員会と協議する。
産業まつりポスター (ポスター下部への掲載)	
会場内設置協賛ボード	
ステージ横設置協賛ボード	

イ 独自提案項目

本業務の実施に必要な企業協賛金 100 万円を超える協賛獲得金額及び手法

(4) 業務実施報告

- ① 業務実施内容を写真等で記録し、業務実施報告書とともに実行委員会に提出

すること。

- ② 来場者及び出展者に対してアンケート調査を行い、集計・分析すること。回答サンプル数の回収率を高めるような工夫をし、集計結果に偏りが生じないように努めること。

※アンケート目標数 500 件以上とする

- ③ 業務実施報告書には、実施内容、評価、課題考察、イベント来場者数を明確に記載し、A4 版で提出すること。
- ④ 電子ファイルを実行委員会が指定する形式で、CD-R または DVD-R に記録して提出すること。
- ⑤ その他、実行委員会が求める関係資料等を提出すること。

(5) その他

- ① 会場借用費は、事業費に含まない

7. 受託者の責務

- (1) 受託者の責務において、業務関係者等に対する安全対策に万全を期する為、緊急連絡網の作成・配布、避難マニュアルの作成・周知・配布等の事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 本契約の履行にあたって不測の事態などが発生した場合、実行委員会・受託者協議の上、受託者の責任において代替措置を講ずること。
- (3) 万一、事故などが発生した場合は速やかに適切に対応し、実行委員会に報告すること。
- (4) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受託者の責任において適切に行うこと。
- (5) 業務上知り得た個人情報等は第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (6) 本契約にかかる経費を適正に支出していることを明らかにする帳簿及び領収書等の証拠書類を整理し、事業を実施した翌年度から 5 年間保管すること。

8. その他

- (1) 本業務の実施について、社会一般に通常実施される業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。受託事業者は、当該項目について疑義があるときは実行委員会と協議することができる。
- (2) 企画及び運営等の実施内容については、実行委員会と協議して確定する。
- (3) 本仕様書について定める事項について生じた疑義又は本仕様書に定めのない事項については、実行委員会と受託業者双方で協議して解決するものとし、必要な事項は別に定めるものとする。
- (4) 災害、感染症等の不測の事態により、実行委員会が事業中止の決定をした場合は、その指示に従うこと。その場合、事業中止の決定日までに実施した業務について報告を行い、検査を受けること。検査に合格した場合は、事業中止の決定日までに発生した委託費を請求することができる。